

静岡県告示第397号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（ベンゾフラン-6-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類（通称名6-EAPB）	令和元年11月24日
1-（ベンゾフラン-4-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類（通称名4-EAPB）	令和元年11月24日
（1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類（通称名NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018）	令和元年11月24日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。